

将来構想委員会

1. 教育理念・目標

1. はじめに

本学商学部の学則には「産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる教養識見を備えた人格者の養成を目的とする」と明記されている。また、大学院学則には「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする」と記されている。これらは学部、あるいは大学院が設置された時点でそれぞれ学則が作成され、修正されることなく今日に至ったものである。

平成4年7月に、自己評価委員会の前身である教育・研究システム委員会から出された「小樽商科大学の自己点検・評価について（中間報告）」（学報214号）において、本学の理念・目的を明確にすることが急務であり、さらにその理念が理解・認識される必要があることが指摘された。また理念・目的についての点検・評価項目は下記の点に留意すべきこと、これらに実施主体の独自の判断による項目の加味が必要であること、が提言されている。

- (1) 理念・目的の具体性と明確性
- (2) 大学構成員による理解度・認識度・合意の程度
- (3) 社会的に認知されている程度
- (4) 学科・系等の基本組織の理念・目的との整合性
- (5) 理念・目的達成度の指標
- (6) 理念・目的に照らした過去の改組
- (7) 理念・目的に照らした現在の組織・体制
- (8) 理念・目的に照らした将来構想
- (9) 理念・目的の見直しの必要性

さらに、他の点検・評価項目、例えばカリキュラム、入試等において大学の理念・目的との整合性が問われているために、本学の教育理念・目的を具体的かつ明確にしておくことが求められている。

これらの点検項目に沿って逐次評価を行なうことは現段階では不可能に近い。その理由は、冒頭に記した商学部学則の教育目的がやや抽象的であることに加え、小樽高商以来の伝統でもあり、また地域社会に浸透している「実務教育を通じて、理論を深め、実業人としての品格を形成する」という特長が薄れたものとなっていること等に起因する違和感を持たざるを得ないからで

ある。従って、ここでは理念・目的の全学的な合意形成のための準備段階と位置付け、「上記9. 理念・目的の見直しの必要性」を中心に述べることが妥当と判断した。

2. 過去の教育理念の評価

(1) 小樽高商建学の精神と教育方針

建学の精神は、初代渡辺龍聖校長の「商業が国家の発展に重要な役割を果たす」という認識のもとに主張された「広い視野をもつ実務に長けた品格ある実業人の育成」であろう。教育方針は少人数教育による実務教育、実践科目、語学教育の重視であり、特に商業実践、企業実践、商品実践を行なうことにより、商業学の総合的教育を行い、既設の高等商業学校にはない特長を打ち出した。「高商石鹼」の製造と学生による販売、そしてその売り上げを学内のミニバンクに預け国際為替取引の実習に利用したということはよく知られている。また、単なる実務修得に止まらず、倫理観、商業道徳の涵養にも力を注ぐと共に、学生に対しては「青年紳士として遇する」ことに意を注いだ。この教育方針は、優れた教官陣による少人数教育によって開花し、実業人のみならず学術・文化の発展に貢献できる人材を輩出した。当時の学生がエリート集団であったことにも起因するであろうが、小樽高商は創立当時の教育理念を生かし、高い評価を得た高等教育機関であったと言える。この初期の伝統は、新進気鋭の経済学者達が着任し、次第に基盤的研究の成果を挙げ、いわゆる「高商アカデミズム」と呼ばれる学風を形成した。巷間伝えられる「北に一星あり、小なれどもその輝光つよし」、あるいは外国語教育の充実に対する「北の外国語学校」等の評価は当時の小樽高商の状況をよく表している。このことは学生の教育にも大きな影響を与えて、後年研究者として大成する人材が育っていったのである。当初、大学とは一線を画していた小樽高商も時代の流れと共にごく自然に大学の雰囲気に近づいていったと考えられる。

(2) 小樽商科大学として新発足した当時の教育理念

第二次世界大戦中に小樽経済専門学校と名称を変更し、戦後の学制改革によって単科大学として新発足した本学は基本的には小樽高商の伝統を受継ぎ、少人数教育による教官と学生の密度の濃い触合いにより小規模大学の良さを持ち続けた。小樽商大発足に際して、初代の大野純一学長は「旧制大学の模倣をせず、高い教養を有する社会人の育成と優れた技能を備えた職業人の訓練」を開学式で述べた。「旧制大学の模倣をせず」という意味は、教育にあたっては教官と学生の日常的な人格的接触を含む少人数教育を徹底させ、たんなる学問の切り売り場とはしないこと、さらに大学、卒業生、地元との密接な関係を保持すること、これらが小樽商大の伝統と個性であって、学風であると大野学長は表現している。大野学長のこれらの意見は学則を作成する段階で、冒頭の「産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる教養識見を備えた人格者の養成を目的とする」と表現され、それが今日に至っていることになる。

3. 本学の現状と現行学則上の教育目的の乖離

新制大学として発足した本学のその後の状況をみると、大野初代学長の構想とは異なり、受験人口の増大という社会的要請および学問の多様化に応えて本学の規模は拡大し、学生数、教官数も当時の4倍以上となった。専門課程のゼミナールは辛うじて少人数教育の形態は保持されてしまいが、300～400人あるいはそれ以上のマスプロ講義もせざるを得ない。この状況の中で、平成3年度の改組が実現し、大学院の整備充実を図り、不十分ながら社会の要請に対応する部分の強化を行なってきた。大学大衆化の時代を迎え、薄らいできた本学の理念・教育目的を再構築し、改めて存在価値を主張すべき時代を迎えたと言える。

現在の本学学則に述べられている教育目的は、前述の如く小樽商科大学が新発足した当時のものである。この「産業の興隆・・・」なる表現は、現時点での本学の教育目的に合致しているかどうかという点からみれば疑問なしとは言えない。その理由として、83年の歴史と伝統をもつ本学ならではの主張と個性が希薄であること、専門4学科の性格が明確でないこと、国際的に活躍しうる人材の育成を目指す表現を入れる必要のあること、等が挙げられる。さらに教育方針として、少人数教育による教育効果を高める努力をすること、人間性の陶冶に力点を置くこと、外国語教育の一層の充実を図ること、等を明記する必要があろう。現時点における教育目的の表現の一例として、学報214号（平成4年7月27日発行）に掲載された学長による「高度な専門知識とともに、豊かな教養を身につけ、国際的に活躍できる人材の育成」がある。今後早急に検討を要する重要課題である。

4. 大学院の教育目的

今まで述べてきた教育目的の問題は学部についての事柄であったが、本学大学院学則に教育理念・目的が明記されている。この目的の妥当性については、すでに研究科委員会における大学院の整備充実に関する一連の改善作業の中で議論の対象とされ、学則改正には未だ至ってはいないが、事実上書き換えられた。詳細は第5章において述べられるので、ここでは触れない。

5. 本学の理念についての今後の検討課題

大学の理念、教育目的等は大学の将来の指針となる重要な課題であることは言うまでもない。大学全体の存在意義と方向性を明確にし、それを具現化するために教育目的を明示することが必要である。教育目的は大学院と学部で異なり、学部においても学科ごとに独自の見解があろう。それらは本章においても、また別章においても何らかの形で触れられる筈である。

現在、本学に欠けているものは大学全体の理念であり、将来像である。如何なる理念のもとに、如何なる大学づくりをするのか、が明確であるとは言えない。学長が学報214号（前出）に「小樽商科大学の将来像」と題して個人的見解を述べたが、本学構成員全員によって認知されているような明確な大学の目標、将来像が存在しているわけではない。このことは強く認識してお

く必要がある。

2. 将 来 構 想

この項では平成3年度の改組^{注)}の評価及び本学の理念と将来構想の関係を述べる必要があるが、現時点ではまだ改組の途上でもあり、また理念についても今後の検討にまつ部分が多くあるために時期尚早と判断した。ここでは現在の課題について述べることとする。

現在進行中の改組は平成7年度に終了する。これに続く整備・充実を長期的展望のもとに計画することが将来構想委員会の課題である。実現を図るべく検討中の事項としては、学内措置として存在する経済研究所を省令施設「地域経済研究センター」として昨年に引き続き概算要求事項とすること及び教育課程の改革案の完成を目指すことである。経済研究所の改組については現在、これまでの実績を整理し、要求体制をより強固なものにするよう努力しているところであるが、情勢は厳しいものがある。また、大学院については、現在の修士課程経営管理専攻の複数専攻化の検討及び将来博士課程を設置することの検討を開始した。この大学院の改革案については第5章で述べるが、ここで触れておきたいことは、大学院の整備充実の方向は本学の大学としての性格を規定する重要な問題であるという点である。積極的に博士課程を設置する努力をするか、あるいは別な形（例えばビジネス・スクール的大学院）のものを模索するかによって大学の性格はかなり変わると考えられる。

本学の将来を考える場合、目標の到達時点を創立100年（2011年）におき、3期に分けてほぼ5年単位で各期の主目標を設定するということが考えられる。キャンパスの将来設計にはマスター・プランが必要であるように、具体的な将来設計を持たないと機会を逸することになりかねない。早期の立案が必要である。

注) ただし、教官組織の統合は平成2年度から。